

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第2号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第2号は、松崎町税条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） なかなか資料も膨大でとても読み下せるような、素人にはできないわけですが、こういう複雑な規則、条例等の改正をするんだけど、実際の税務上も非常に複雑になるわけですか。ということが一つと、それから、最後のページにありますようにこの申告分離課税というか、分離課税というのは、株の譲渡所得等々に対する税の軽減に使われている場合が多いわけですが、本件の場合はそのようなことを対象にしたものですか、説明いただきたいと思います。

○窓口税務課長（山本稲一君） 今回の改正によりまして、条例の方が非常に複雑で、業務の方が複雑になるかということですが、業務の方は年金の特別徴収がそのまま市町から転出をしても継続されるというようなことで、業務の方は逆に簡素化されるというふうに考えております。

それから、配当所得の控除の関係がございましたけれども、これは控除といいますか、今まで公社債等につきましては、源泉分離課税、公社債等の利子につきましては源泉分離課税、それから、譲渡損益につきましては非課税というようなことになっておりましたけれども、これらを公社債、それから上場株式等をひっくるめまして、損益通算が可能になったということをご理解をいただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） いま説明していただいた損益通算というのは何だね。分離課税と違う形で合体していくというような意味合い、関係するようなことかね。

○窓口税務課長（山本稲一君） 譲渡損益、例えば利子所得がありまして、譲渡して損失が

出たと、そういった場合にその損益を通算できるようにするものです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---